

オーストリア共和国の連合国による管理 (1945~1955年)
—オーストリアの再建をめざして— (2)

奥 正 嗣*

**The Austrian Republic under the Control of the
Allied Powers (1945~1955)**
— The Reconstruction of Austria after Nazism — (2)

Masatsugu Oku*

Abstract

This paper examines the Austrian Republic under the control of the Allied powers. In April 1945, Austria was liberated from Hitler's Nazis, and came under the control of the Allied powers. Under various restrictions imposed by the Allied powers, Austrian political parties, provisional central government, and provisional local government all played an important part in the reconstruction and democratization of Austria.

The Austrian provisional central government enacted the Provisional Constitution of 1945, which declared Austria to be a combined legislative and administrative, centralized, united state. After a time, federalism was restored by an amendment to the Provisional Constitution.

In December 1945, the Federal Constitution of 1929 was restored, instead of the Provisional Constitution of 1945. In 1955, the Austrian Republic recovered sovereignty completely, and moreover declared itself a permanently neutral state.

キーワード

1945年仮憲法、1955年国家条約、1955年の中立性に関する連邦憲法

目次

はじめに

第1章 1945~1955年のオーストリアに対する連合国の管理・統制

1. 「モスクワ宣言 (Moskauer Erklärung)」 (1943年)

*おく まさつぐ：大阪国際大学現代社会学部教授 (2014.11.13受理)

2. 「独立宣言」「仮国家政府の設立に関する告示」「政府声明」(1945年)
3. 中央政府(仮国家政府)
4. 連合国によるオーストリア占領
5. 連合国の管理体制

第2章 1945年の憲法状況

1. オーストリア国籍
2. オーストリア紋章・国璽、オーストリア国歌
3. 法源
4. 憲法制度、法制度、官庁制度の新たな法体系への移行
5. 仮憲法(1945年5月1日～1945年12月19日)

(1) 概論

(2) 権限配分

(以上、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第28巻第2号、2015年1月)

(3) 統一国家の諸機関

第3章 1920年ないし1929年連邦憲法の発効(1945年12月19日)

1. 連邦国家の復活
2. 1946～1955年の展開

第4章 州における憲法の展開

1. 州における政治的状況
2. 州の立法と行政
3. 管区行政
4. 市町村

第5章 個人の権利保護の展開

第6章 オーストリア国家の連続性

(以上、本号)

第2章 1945年の憲法状況

5. 仮憲法(1945年5月1日～1945年12月19日)

(3) 統一国家の諸機関

仮憲法は、オーストリアを権力結合的国家として組織した。そこでは仮国家政府が国家権力(立法権、行政権)の担い手であり、オーストリア共和国の最高機関であった(7条)。仮国家政府は、占領国の権利を留保していたので、連合国の管理・統制に服した(「1945年4月27日の独立宣言」3条)。

①立法、行政

a.中央官庁

a.の1 仮国家政府の構成、仮国家政府の行政権

仮国家政府は、政治的内閣(der Politischen Kabinettsrat)(a.の3参照)の権限に留保されていない限り、連合国理事会の監督の下に、最上級国家行政権を行使した(仮憲法27条、

28条、連合国理事会の覚え書き、第1次管理協定2条a、5条a、第2次管理協定1条a)。

仮国家政府は、仮国家政府の長としての首相(9条1項)、省の長であるところの必要な数の大臣、および、首相または大臣の命令に拘束されながらも首相および大臣の職務遂行を補助ないし監督するところの他の政党に属する次官(9条2項)から構成された(仮憲法8条)⁽⁸²⁾。仮国家政府が立法機関を兼ねることもあって、3政党のすべてが、大臣または次官によって、すべての官庁の指揮・管理に関与するように選出された⁽⁸³⁾。政府の内部においては、全会一致主義が妥当した⁽⁸⁴⁾。後述する政治的内閣の権限に属しない最上級国家行政は、仮国家政府の指揮・管理の下、その数および活動範囲が法律によって定められるところの個々の省庁に帰属し(27条、28条1項、2項)、その他の行政官庁がそれらに服した(29条)。

仮憲法は、“行政の法律適合性の原則”(「すべての国家行政は、法律に基づいてのみ行使しうる」)を述べている(37条)が、実施命令とともに委任命令も許している(38条)。行政官庁の決定または処分(Bescheid [EntscheidungまたはVerfügung])の法律適合性の審査は、法律の定めるところに従って、行政裁判所が行う(官庁経過法77条、仮憲法47条)。

首相の全職務領域における代理人については、政治的内閣の構成員が政治的内閣によって定められた順序で務めた(11条1項前段)。政治的内閣の構成員すべての者がその職務を遂行することが妨げられた場合は、最年長の大臣が首相の職務を行わなければならない(11条1項後段)。大臣の全職務領域における代理人については、大臣を補助する次官が政治的内閣によって定められた順序で務めた(11条2項)。

個々の構成員または仮国家政府全体の辞職に際しては、最初の仮国家政府の形成に関与したオーストリア社会党(SPÖ)、オーストリア国民党(ÖVP)、オーストリア共産党(KPÖ)の長が、新たな仮国家政府の形成に配慮しなければならない(12条1項)⁽⁸⁵⁾。新たな仮国家政府が形成されるまで、辞職した政治的内閣は、辞職した政府の構成員または国家官庁の上級官吏に行政の続行を、彼らの一人に一時的な仮国家政府の長を委託しなければならない(12条2項)。首相は仮国家政府の前で、その他の仮政府構成員は首相の前で宣誓しなければならない(14条1項、2項)。国家政府構成員は、自由選挙によって選ばれる将来の国民代議機関に対して、その召集後遅滞なく自らの活動について報告を行わなければならない、国民代議機関が定める方法でその職務遂行に対して責任を負った(15条1項、2項)。仮国家政府は決議によってその職務規定を定めねばならず(17条)、仮国家政府は、個々の仮国家政府構成員がその職務義務に違反したときには罷免することができた(16条)。

a.の2 仮国家政府の立法権

仮国家政府は、最上級国家行政機関であるだけでなく、自由に選挙された国民代議機関が召集されるまで、1920年ないし1929年連邦憲法によって連邦と州に帰属していたすべての、それゆえ、全国家領域にわたって単純法律または憲法律についての専属的立法権を行使しうるところのオーストリア共和国の最高機関であった(18条)。かつての職能国家(Ständestaat)時代の1934年憲法においても大幅な政府立法が認められていた⁽⁸⁶⁾が、1945年仮憲法においては、それとは異なった政治的条件および目標設定の中での政府立法

である。

国家官庁および仮国家政府各構成員の提議により仮国家政府が法案発案権を有していた(19条)。仮国家政府は、法案を議事規則の定めに従って取り扱わねばならず(20条1項)、法案の審議のためその構成員から成る小委員会を作ることができた(20条2項)。小委員会には、構成員でない者を審議権を有する鑑定人として呼ぶことができた(20条2項)。

仮国家政府の法律決議は、政治的内閣によって公証され、単純法律の場合は主務大臣によって、憲法律の場合はすべての大臣によって副署され(21条)、首相によって官報で公布された(22条1項)。すべての立法の議決には、連合国理事会による承認を必要とした(第2次管理協定6条a。独立宣言3条、第1次管理協定5条a、連合国理事会覚え書きも参照)。法律の拘束力は、他に明白な別段の定めがない限り、首相による公布(22条1項)を含むところの官報が発行および送付された日の経過後生じた(22条2項)。官報については、1945年5月1日の法律(StGBL8)が出されている(22条3項)⁽⁸⁷⁾。

a.の3 政治的内閣

政治的内閣(der Politischen Kabinettsrat)は、首相および3人の無任所大臣(民主的3政党の指揮に関与しない)⁽⁸⁸⁾から構成され、基本的に重要性を有するすべての政治的問題を審議し首相に助言した(10条)。さらにそれを超えて、政治的内閣は、共同国家元首としての諸機能(外に向かって共和国を代表すること、官吏を任命し官職名を付与すること、恩赦を実施することなど)を引き受けた(23条)。

政治的な、または法律を変更する国家条約の締結は、仮国家政府による承認後にも、政治的内閣によって行うことが許された(24条1項)。その他の国家条約の締結は、政治的内閣による授権に基づいて主務官庁によっても行うことができた(24条2項)。

大使の受け入れおよび信任状の付与、外国領事の任命の許可、外国におけるオーストリア共和国の領事代理の任命は、首相が政治的内閣の名の下に処理しなければならなかった(25条)。政治的内閣は、一定範囲の官吏の任命権を主務官庁に委任することができた(26条)。

統治(「政治的内閣: Politischer Kabinettsrat」)と最上級行政(「国家政府: Staatsregierung」)に分離しながら首相の兼務によって結び付けられるところ両者の関係は、1918年の「国務評議会(枢密院): Staatsrat」と「国家政府: Staatsregierung」の関係の思い出させる⁽⁸⁹⁾。首相は、1945年も1918年と同様、カルル・レンナーであった。

1945年10月20日の西側連合国による仮国家政府承認後初めて、仮国家政府がその活動を他の3つの占領地区(アメリカ、イギリス、フランス占領地区)にも広げることができた(第2章5.(1)②参照)。

b.中級・下級官庁

州における国家行政については、国の国家官庁が設置されていない限り、管轄国家官庁に従属しながら、それぞれの州において州知事が執行した(30条1項)。州知事庁(Landeshauptmannschaft)が州知事の管轄下にあった(30条1項)。州知事は、州の諸政党によってなされた提議に基づき、仮国家政府によって任命された(30条2項)。

最下級国家行政官庁として、管区庁ないし自主法(自治的法規)を有する法令都市が再

建された(32条1項)。管区長ないし法令都市の市長の任命は、仮国家政府の承認を得て、州知事によってなされた(32条2項、3項)。管区行政の意図されていた民主化は行われないうちであった(後述第4章3. 参照)。

②司法

司法に関しては、おおむね連邦憲法に含まれている原則を継承した。

仮憲法は、裁判官の終身性と独立性を保障した(40条、41条)。裁判所組織は、1945年の裁判所組織法(StGBL47)(裁判所・検察庁などの組織につき1条、裁判所および司法関係者に関する法律・命令につき2条)と1945年の官庁経過法(StGBL94)(前述第2章4.(3))によって、本質的に、1938年3月13日の状態に従って再建された。裁判官の転任を認めるところの1934年2月9日の「裁判所組織の変更に関する連邦政府命令」は受け継がれなかった(裁判所組織法11条)。ナチス統治時代のリンツ上級地方裁判所は一時的に存続が認められた(官庁経過法70条2項)。1945年6月以降、1852年刑法および1873年刑事訴訟法が、ともに1938年3月13日の状態で、再び効力を有することとなった⁽⁹⁰⁾。1945年10月には、行政裁判所(憲法経過法77条、仮憲法47条、48条)と憲法裁判所(1945年10月12日の憲法律による仮憲法42条改正)が再び設置された⁽⁹¹⁾。行政裁判所は、行政行為の法律適合性の審査を行った。1945年10月12日の仮憲法改正(憲法律)で、立法および行政の憲法適合性の審査に関して、1945年5月1日の仮憲法では規定されていなかった(当時の42条参照) 憲法裁判所を設けた(第8章憲法裁判所 48a条、48b条)。憲法裁判所の構成員は、政治的内閣、最高裁判所、行政裁判所、および、オーストリア社会党(SPÖ)、オーストリア国民党(ÖVP)、オーストリア共産党(KPÖ)の長によって選出された⁽⁹²⁾。

人民裁判所(Volksgericht)(1955年解散)は、ナチ党禁止法(Verbotsgesetz)や戦争犯罪人法(Kriegsverbrechergesetz)によって可罰的と宣告された行為の最終判決を任された。人民裁判所は、2人の職業裁判官と3人の参審員で構成された。一審のみであり上訴を提起することができず、刑罰は直ちに執行された。13万人に対して開始された手続のうち、60%が取り下げられ、13,597人が有罪判決を言い渡された。43人に言い渡された死刑判決のうち30が執行された⁽⁹³⁾。

③会計検査院

会計検査院は、再び設置された(官庁経過法76条、仮憲法45条)。会計検査院は、連邦・州・2万人以上の住民を有する市町村の職務執行、それらの事業・施設および法律の定めるところのその他の法主体の業務執行の審査を行う(45条、46条)⁽⁹⁴⁾。

第3章 1920年ないし1929年連邦憲法の発効(1945年12月19日)

1. 連邦憲法の復活

仮国家政府設立についての当時の告示に含まれていた約束に応じて、仮国家政府は、連合国理事会の承認を得て、1945年10月19日に、解放されたオーストリア共和国における国民議会、州議会、ウィーン市議会の最初の選挙に関する憲法律(選挙法)を發布した。それに基づき実施された国民議会、8つの州議会、ウィーン市議会の1945年11月25日の選挙は、連邦憲法に規定された諸機関を設置するための前提を形作った。1945年12月13日の第

2次憲法経過法は、1920年ないし1929年憲法の実施を確認し、仮国家政府の立法権と統治権を、それぞれ議会と任命される連邦政府に委ねた（6条1項、2項）。また、第2次憲法経過法は、連邦および州における立法機関の最初の召集（1条、2条、4条）および連邦総会によって実施される連邦大統領の最初の選挙（5条）に関する規定を含んでいる。州においては、仮州政府の立法権を州議会に委譲した（6条3項）⁽⁹⁵⁾。

第2次憲法経過法は、2点において、1929年連邦憲法を1929年改正前の状態に戻した。1点目は、1929年憲法に規定されていた「州および職能代表（Länder-und Ständerat）」に代わって、「連邦参議院（Bundesrat）」が登場した（3条）。2点目は、連邦大統領は、連邦国民によってではなく、1920年憲法に規定されていたように、連邦総会によって選ばれるものとされた（5条1項）⁽⁹⁶⁾。

1945年12月19日に、普通・平等・直接・秘密・比例選挙に基づき新たに選ばれた国民議会の召集（憲法経過法4条2項）（そのときの議席配分は、ÖVP 85, SPÖ 76, KPÖ 4であった）およびカルル・レンナーの連邦大統領への選出でもって仮憲法はその効力を失い、1920年ないし1929年連邦憲法が1945年12月19日に再び発効した（憲法経過法4条1項、2項）⁽⁹⁷⁾。支配的学説および憲法裁判所の判決は、このように、新たに選ばれた国民議会の召集があった1945年12月19日に連邦憲法の憲法的秩序が全面的に回復されたと理解するが、条文的には憲法経過法4条2項を、「仮憲法は、新たに選ばれた国民議会の召集後“遅くとも（spätestens）”6ヵ月後に失効する」というように、“遅くとも（spätestens）”という言葉を読み込んで理解している⁽⁹⁸⁾。かくして、1920年ないし1929年連邦憲法が発効したが、第1次および第2次管理協定による制限が、1955年国家条約が締結されるまでさらに維持されていた。オーストリアは、2つの管理協定が通用している間、決して主権国家ではなかった。その完全な行為能力は、1955年5月15日の国家条約の締結によって初めて回復される。

連邦憲法の発効を巡って、オーストリアと連合国との間に一連の論争が生じた。国民議会（Nationalrat）は、最初の会合の際、1920年ないし1929年連邦憲法を発効させ、経過規定を定めるものとするという法律決議を憲法律として行った。特にソヴィエトの勧めで連合国理事会は、1946年3月30日の書簡でもって、この法律決議に対する同意を拒否し、それに代わり、オーストリア政府に対して、遅くとも7月1日までに、民主的原理に基づくところの最終的な憲法案を要求した。しかし、国民議会は、1946年4月12日の会議で自らの決議を認め、1920年ないし1929年憲法は「通用している法秩序の構成要素となっている」ということを再確認した。連合国は、最終的に、それで了承した。法移行（経過）問題については、1920年の憲法経過法が準用された（第2章4.（2）③参照）⁽⁹⁹⁾。

国民議会は、憲法における明白ないくつかの不備・欠陥を除去しなければならなかった。1946年に、依然として通用していた1917年戦時経済授権法が失効した（1945年12月19日の国民議会による法律決議で既に戦時経済授権法の廃止が意図されていたが、連合国理事会の承認を得られないでいた）⁽¹⁰⁰⁾。1948年に、国民議会は、国民議会議事規則の修正を決議し、国民議会のために年長議長（Alterspräsident）（年齢順でなった議長）制を導入した。年長議長は、選出された国民議会議長がその職務の行使を妨害される場合において3人の議

長の選挙を主宰するものとされた。さらに、比較的長く妨害が継続する場合には、連邦大統領が代理することが新たに規定された。妨害が20日以上続く公算が大きい場合は、国民議会の主委員会が、連邦大統領の職務の支障が続く間その職務を行使するところの1人または幾人かの人物を選出しなければならなかった⁽¹⁰¹⁾。

2. 1946～1955年の展開

(1) 憲法律、憲法規定

次の連邦憲法律および憲法規定が特に重要である。

- ①「1945年12月13日の第2次憲法経過法」(StGBI.232)によって、それまで設置されることがなかった州代表および職能代表としての連邦参議院が憲法本文から除去され、1925年の本文における連邦憲法34条～37条、58条の州代表としての連邦参議院が復活した(3条2項・3項)⁽¹⁰²⁾。
- ②「1946年憲法裁判所および行政裁判所改正法」(BGBl.211)によって、連邦憲法の行政裁判所に関する章が改められ、この機会にとりわけ、1934年憲法によって初めて一般的制度として導入されていた遅滞訴訟(Säumnisbeschwerde)(1934年連邦憲法164条3項2文、167条4項)⁽¹⁰³⁾の設置が引き続き認められた(130条1項)。さらに、この改正法は、憲法裁判所の管轄に関する1929年連邦憲法137条を、市町村・郡など地域団体に対する財産法上の請求についても裁判するものと改めた(137条)⁽¹⁰⁴⁾。
- ③「1917年戦時経済授權法」は1946年に廃止された⁽¹⁰⁵⁾。1933年ないし1934年に既に形式的観点および実質的観点から問題点が指摘されていた⁽¹⁰⁶⁾ことから、廃止は当然の帰結である⁽¹⁰⁷⁾。
- ④「1947年再公布法(Wiederverlautbarungsgesetz)」が発布された。何度も何度も繰り返し行われた法経過法および改正法の発布は、法秩序を概観できないほど極度に不安定なものにした。それゆえに、連邦政府は、法状況の解明に資するために、一定の制限内において、拘束力を有する法規定を新たに公布する権限を与えられた⁽¹⁰⁸⁾。それらの法規定は、憲法裁判所による審査に服した⁽¹⁰⁹⁾。現在においては、連邦憲法49a条、139a条に規定がある⁽¹¹⁰⁾。
- ⑤「1948年6月2日の連邦憲法律」は、ある一定の農業労働者に対する労働法領域の立法および執行に関する権限を、それまでこの関係においては基本的立法権のみを有していた連邦に委譲した⁽¹¹¹⁾。
- ⑥「1948年6月16日の連邦憲法律」は、連邦憲法の会計検査院に関する規定を改めた。すなわち、「連邦憲法127a条」によって、会計検査院は、原則的にすべての地方公共団体の財政状況の検査を行うことができ、また、「連邦憲法126c条」によって、社会保険担当者などその他の法主体の財政状況についても会計検査院の審査に服さしめることができることとなり、会計検査院の会計コントロールが拡大された⁽¹¹²⁾。
- ⑦「1934年財政憲法律」に代わって、「1948年1月21日の財政憲法律」(BGBl.45)が登場した⁽¹¹³⁾。
- ⑧「地方公共団体の損害賠償責任に関する連邦憲法の規定の改正についての1948年12月

18日の連邦憲法律」(BGBl.19,1949)は、1929年連邦憲法23条の職務責任規定を改正し、「連邦・州・管区・市町村およびその他の公法上の社団または営造物は、その機関として行動する者が法律の執行中に違法行為により何人に対してであれ有責に損害を加えたときは、その損害について責任を負う。」と規定した⁽¹¹⁴⁾。1929年憲法では、「その他の公法上の社団または営造物」の責任は規定されておらず、また、「法律の執行中に (in Vollziehung der Gesetze)」という文言ではなく、連邦または公共団体の「任務の遂行中に (in… Besorgung ihrer Aufgaben)」(23条1項)、「活動の執行中に (in Ausübung ihrer Tätigkeit)」(23条3項)という表現が用いられていた。職務責任の法治国家的制度は、すでにハプスブルク帝国時代の1867年の12月憲法(「統治権および執行権の行使に関する国家基本法」12条)で規定されていたが、1948年12月18日の職務責任法(Amtshaftungsgesetz)(BGBl.20,1949)によって、1872年から法律(「司法的シンジケート法」)に基づいて司法(裁判官)に対してのみ実効化していた職務責任を、行政にまで拡張した⁽¹¹⁵⁾。職務責任法1条には、「…in Vollziehung der Gesetze (Gerichtbarkeit oder Verwaltung) …」と記されている。しかし、アダモヴィツヒも指摘する⁽¹¹⁶⁾ように、立法にまでは及んでいない。

- ⑨「1949年5月18日の国民議会選挙法22条および47条の憲法規定」(BGBl.129)は、1929年連邦憲法26条1項の選挙権および26条4項の被選挙権に関する規定を、選挙・被選挙年齢について、それぞれ21歳から20歳へ、29歳から26歳へと変更した⁽¹¹⁷⁾。
- ⑩「1955年12月19日の連邦憲法律」は、連邦憲法28条2項に、国民議会の構成員の提案または連邦参議院の提案に基づいて臨時会を召集するには連邦政府の提議を必要としないという規定を付け加えた(現行連邦憲法28条2項参照)⁽¹¹⁸⁾。

さらに、連邦憲法14条の学校・教育制度における権限について、1948年に「教員の勤務および権限法」が、1955年に「学校の維持および権限法」がそれぞれ発布されている⁽¹¹⁹⁾。さらにまた、ニーダーエスターライヒ州とウィーン州の境界を1938年より前の状態で確定する1954年の「境界変更法」も存する⁽¹²⁰⁾。

(2) 単純法律

- ①1933年3月13日以降、ドイツ帝国によってオーストリアに対して発布された法規範(単純法律法規範)の運命は、1945年5月1日の「法経過法」によって規定された(第2章4.(2)参照)。1945年以降、多数のオーストリアの法律がさまざまな法領域において発布されたが、なお多数のドイツ法に由来する規範が効力を有しており、連合国は、オーストリア連邦政府に対して繰り返し、これらドイツ起源の規範を、できる限り速やかにオーストリアの規定に代えるよう要求していた。一例として、「1955年9月9日の普通社会保険法」(BGBl.189)は、1939年1月1日以降ドイツ法規範によって、とりわけ帝国社会保険法によって規定されていた社会保険を再びオーストリアの法律により整理し規定した。ヘルプリンクは、この事例を挙げ、ドイツ起源のすべての規範がオーストリアの関連規定によって近いうちに取り替わられるであろうと当時予測していた。さらに、彼は、第一共和国においてもそうであったように、将来にわたっても社会立法が非常に広い範囲を占めることであろうと付言している⁽¹²¹⁾。

②ハプスブルク帝国時代の「1854年5月23日の鉱業法」に代わって、「1954年3月10日の鉱業法」(BGBl.73)が登場した⁽¹²²⁾。

③一般的兵役義務に基づき、「1955年9月7日の国防法」(BGBl.211)が制定された⁽¹²³⁾。

(3) 国家と教会

法律上承認された教会および宗教団体に対する国家の関係は、1945年以降、1933年以降の展開によって条件づけられながら新たに規定されることになる。1945年の憲法経過法および法経過法によって、1933年3月5日当時存在していた憲法状態が復活するとともに、同時に1938年ドイツ婚姻法を継受した。このドイツ婚姻法は、カトリック教会に関して、1934年憲法(=1933年政教条約:政教条約は1933年6月5日に締結され、1934年憲法によって憲法的規定の効力を与えられ、1934年憲法と同時に発効した。政教条約において、カトリック教会は教育、婚姻などに関して特別な権利が認められていた。)によって1938年まで根拠づけられてきた教会支配の終結を確認した。

1918年以降のオーストリア国家の連続性理論(占領理論)によれば、オーストリア国家の政教条約遵守の国際法的拘束がなおも続いていることになるが、憲法経過法3条によって1934年憲法が廃止され、それとともに、いくつかの政教条約規定の憲法的地位が失われ、ドイツ婚姻法が適用されることになる。しかし、非連続性理論(併合理論)を主張する社会民主党はこうした考え方を取らず、1933年政教条約は国際法的に消滅し、国内法的に失効したと考えている⁽¹²⁴⁾。

第4章 州における憲法の展開

1. 州における政治的状況

1945年5月初めに仮州政府が創られ、ドイツ帝国総督が有していた事務の一部が委譲された。しかし、新たな州権力は、ドイツ帝国大管区から引き出されたわけではなく、中央権力と同様に独自に成立した。4つの占領地区は、最初の週においては、お互いに孤立していた。それゆえに、州における国家的行政の構築は、比較的調整もなく、また西側占領地区(7月中頃〔1945年7月9日〕までソヴィエトが占領していたシュタイアーマルクを例外として)においてはウィーンの仮国家政府との連携もなく展開した。アメリカ占領地区およびフランス占領地区においては、1945年秋まで政党活動が禁止されていた。ソヴィエト占領地区であり、1945年春に仮憲法が発効したウィーン、ニーダーエスターライヒ、ブルゲンラント、シュタイアーマルクとは対照的に、その他の州においては、州権力は、仮国家政府から独立して独自に、西側占領国による保護の下に、ないし一部その任命に基づいて成立した。しかし、ザルツブルク、オーバーエスターライヒなど個々の州は、1945年春には既に、仮国家政府を非公式に承認し、あるいは仮国家政府の法律をできる限り実施することを宣言した⁽¹²⁵⁾。

ザルツブルクにおける第1回全オーストリア州会議(1945年9月24日～26日)は、オーストリアの統一の維持の観点から重要な第一歩を進め、州権力と中央権力との結び付きを確立した。すなわち、仮国家政府および仮国家政府によってこれまでなされてきた政治的諸措置を州が承認するのと引き換えに、州は、仮国家政府に対して、州を再建することに

よって統一国家を連邦国家に転換することを要求し、連邦国家の構成国家としての州の地位を認めさせた⁽¹²⁶⁾。

ウィーン、フォラルベルクは1945年、ケルンテン、シュタイアーマルク、チロールは1946年に、経過規定を伴いながら1934年以前の時代からの州憲法を復活させた。ニーダーエスターライヒとオーバーエスターライヒにおいては、連合国の賛成が無く行われなかった。1920年ないし1929年憲法の復活によって、これらの州憲法もまた適用されるべきものとされた。ブルゲンラントの州憲法は、ブルゲンラントの復活（1945年10月1日）とともに新たにされた⁽¹²⁷⁾。連邦諸州の多くは、その後1970年代および1980年代に、現代の要請に適合させるために、また、社会的根本権などを加えるために、それぞれの州憲法を改正した。

州の境界については、1945年仮憲法は、歴史的に継承されてきた州境界を維持することを規定している（2条、3条1項）⁽¹²⁸⁾。

2. 州の立法と行政

西側連邦諸州においては、独自に、または、占領国による任命によって、州立法および州行政を担当する州政府ないし州委員会を形成してきた。しかし、州政府ないし州委員会の中には、その後、オーバーエスターライヒ、ケルンテンなど、占領国によって再び解任されるものもあった⁽¹²⁹⁾。

仮憲法が適用される地区において、仮国家政府は、州に帰属している立法権と行政権を行使した（18条、30条1項）。仮国家政府は、州の諸政党の長によって行われた提議に基づき、これらの州のそれぞれに対して、一人の州知事および幾人かの代理人（副知事）を任命した（30条2項、4項）。彼らは、その州において、管轄国家官庁に服しながら国家行政を行った（30条1項）。州知事は、その職務遂行に対して仮国家政府に責任を負い、職務義務違反があった際にはその職を罷免された（30条3項）。州知事の代理人に対しても、同様の規定が準用された（30条4項）。州知事の提議に基づき仮国家政府によって任命され、法的素養がある官吏としての州事務長官（Landesamtsdirektor）が州知事を補助した。州事務長官の罷免は仮国家政府に属する（30条5項）⁽¹³⁰⁾。

州におけるすべての国家的行政は法律に基づいてのみ行使されねばならない（37条）。すべての行政官庁は、その権限内において、法律をより詳細に実施するために、さらに、法律による明白な授権が存する限り、命令を発布することができる（38条）。「すべての行政官庁は、その権限内において、法律の根拠に基づき命令を発布することができる」と定める連邦憲法18条2項よりも拡張されている⁽¹³¹⁾。

従来からの伝統に従って自治行政体としての州に帰属していた経済的・社会的・文化的事項（事務）の行政は、それぞれの州において、州知事、その代理人、および州の諸政党の提議に基づき仮国家政府の承認を得て州知事によって任命されるところの4人ないし9人のその他構成員から成る仮州委員会が担当した（31条1項、2項）。仮州委員会の長は州知事であり（31条2項）、州知事は、仮州委員会の構成員がその職務義務に違反したときには彼らを罷免することができた。同様の理由に基づき仮国家政府からの要請があれば、

州知事は罷免義務を負った(31条3項)⁽¹³²⁾。

1945年10月12日の「10月改正」によって、統一国家的構造を捨て、連邦憲法の権限規定を復活させた。1920年ないし1929年連邦憲法の権限配分規定に従って、それぞれの州において、仮州委員会に代わって登場した仮州政府が、仮国家政府と同様に、権力結合的の意味における州立法権と州行政権を行使した(22a条、31条1項)。法律決議が内閣官房(Staatskanzlei)に到達後仮国家政府に遅滞なく提示され、4週間以内に、仮州政府の法律決議に対して、仮国家政府によって異議を申し立てることができた(22b条1項、2項)。それゆえ、州法律の議決は、仮国家政府が公布に賛成し、または、4週間以内に何ら異議が提起されない場合のみ州知事によって公布することが許された(22c条)⁽¹³³⁾。

1945年12月19日に、1920年ないし1929年憲法が再発効することによって、州憲法もその実施規定として発効し、仮州政府の立法権が州議会(Landtag)に(第2次憲法経過法6条3項、連邦憲法95条1項)、行政権が州政府に(連邦憲法101条1項)帰属することとなった⁽¹³⁴⁾。

3. 管区行政

仮憲法は、最下級国家行政官庁として、州においては管区庁を再び設置した。ウィーン市など固有の法令を有する法令都市にあっては、最下級国家行政は市長に委託された(32条1項)。管区庁の頂点に管区長が君臨した。この管区庁は、自治行政体として、その管区固有の経済的・社会的・文化的事項(事務)を処理するためにより整備され(33条1項)、さらに仮管区議会が設置されるべきものとされた(33条2項)ことが目新しいものであった。その背景には、管区行政の民主化に向けての古くからの社会民主党の要請⁽¹³⁵⁾が存在していた⁽¹³⁶⁾。しかし、管区行政の民主化ないし促進のための実施法(33条3項)が発布されず、その結果、1920年ないし1929年憲法の再発効後も、自治行政体としての行政管区の形成および仮管区議会の設立は実現されず、古い状態がなおも存在していた。

4. 市町村(ゲマインデ)

本質的に1862年3月5日の帝国市町村法を再び発効させるところの1945年7月10日の仮市町村法が公布され、1945年7月15日に、ドイツ市町村法は失効した⁽¹³⁷⁾。法令都市および州の活動範囲を有するウィーン市(35条)については、州に対して発布された規定が準用された(36条2項)。その際、州知事とその代理人に代わって市長とその代理人(副市長)が、仮州委員会に代わってウィーン市政府(Stadtsenat)が、州事務長官に代わってウィーン市事務長官(Magistratsdirektor)が登場した(36条1項)⁽¹³⁸⁾。ウィーン市については、1945年7月10日にウィーン憲法経過法(StGBL67)が公布され、1931年のウィーン市憲法が再び発効した⁽¹³⁹⁾。

民主的な市町村議会(Gemeinderat)の選挙の実施に至るまで仮市町村委員会が事務を処理するものとされた。仮市町村委員会は、市町村の3つの承認政党の長の提議に基づいて、仮州委員会によって任命された。1945年10月12日の「10月改正」で仮州委員会に代わって仮州政府が登場する(31条1項)⁽¹⁴⁰⁾。

第5章 個人の権利保護の展開

1945年12月19日に至るまでもっぱら仮憲法が通用しており、「国民の一般的権利に関する1867年12月21日の国家基本法」もまた、この日になって初めて再び発効することとなる。それゆえに、その日まで、唯一の基本権規定として、すべての国家市民の平等の原則を回復し、出生・性別・身分・階級・宗教による特権を排除するところの仮憲法6条が通用していた。もっとも、基本権規定の実際的価値は、1955年まで、占領国はこれらの規定に拘束されない（「1945年4月27日の独立宣言」3条）ということによって制限されていた。

基本権の構築は、1955年の国家条約（後述第7章1.）によって行われた。オーストリアは、オーストリア国家高権の下で生活しているすべての者が、人種・性別・言語・宗教の区別なく、人間としての権利および言論・印刷・出版・宗旨の実施・政治的意見・公の集会の自由を含めての基本的自由を享受することができるように、あらゆる必要な措置を取ることを義務づけられた（6条1項）。さらに、オーストリアは、オーストリア国民のすべての法的差別を廃止することを義務づけられた（6条2項）。ケルンテン・シュタイアーマルク・ブルゲンラントにおける少数民族であるスロヴェニア人およびクロアチア人の言語・文化・教育などに関する権利、ならびに他のオーストリア人との法的平等が定められた（7条）。

1948年12月18日の職務責任法によって初めて、連邦・州・管区・市町村その他の公法上の社团および社会保険の担当者の一般的賠償義務が具体化された。それらは、法律を執行する際にその機関として行為した者が、その責めに帰すべき事由で他人に与えた財産上または人身上の損害を、民法の規定に従って賠償する責任を負った（1条）（前述第3章2.（1）⑧参照）⁽¹⁴¹⁾。

非ナチ化の流れに沿って発布された特別刑法、特に戦争犯罪人法に対して、法治国家的観点から異議が唱えられた。その批判は、とりわけ「遡及処罰禁止の原則」違反に向けられた。しかし、この基本原則違反に関して、オーストリアは、一般的国際法に由来するところの義務ゆえに、戦争犯罪を訴追することを義務づけられたのである。また、「遡及処罰禁止の原則」を貫くと、「遡及処罰禁止の原則」に過度に違反したナチの権力者のかかりの者が刑罰を免れてしまうという不都合も存在していた⁽¹⁴²⁾。

第6章 オーストリア国家の連続性

ブラウネーダーが指摘するように、1943年から1945年までの出来事は、連合国もオーストリアも、1945年オーストリアは、1918年ドイツ系オーストリアのように「新たに創られた」のではなく、「再建された」のであるということ的前提としていたということを示している⁽¹⁴³⁾。それにもかかわらず、1945年4月27日の独立宣言（本文）、1945年の憲法経過法（4条1項）、仮憲法（4条2項）において、ドイツによるオーストリアの「(暴力による)併合 ((gewaltsame) Annexion)」という表現が用いられているのは正確ではない。アダモヴィツヒも指摘する⁽¹⁴⁴⁾が、以上の文言のみから、「占領理論」の排除が導かれるものではないであろう。ここに、「占領理論」とは、「1938年オーストリアは、ドイツ帝国による併合で国家として消滅してしまった（併合理論）わけではなく、ドイツ帝国が今まで存在

してきたオーストリア国家を占領し、それでもって、オーストリア国家は1938年に単なる行為無能力の状態になっただけで、決して消滅してしまっただけではない。1945年になってこの行為無能力が解消した(占領理論)に過ぎない。」とする考え方である。

併合理論は、1938年には、ドイツ帝国政府と同様にオーストリア連邦政府によっても主張され、およそ1943年まで圧倒的に諸外国の理解でもあった。1945年以降も、1933年の政教条約の効力を否定する少数派(例えば、オーストリア社会党)によって主張された。併合理論は、1945年のオーストリアを1918年と同様に新たに成立したものとみなしており、1945年のオーストリアは1938年以前のオーストリアに対して、ドイツ帝国に対するのと同様に、不連続の関係に立っていると理解する。これに対して、占領理論は、合邦を引き起こし、および合邦に寄与したところの憲法違反、国際法違反の諸状況を根拠にしており、1918年以降のオーストリア国家の連続性およびドイツ帝国との非連続性を主張している⁽¹⁴⁵⁾。

1918年から1938年までのオーストリア国家に対して「第一共和国」という表現を用いるならば、併合理論の立場によってのみ、1945年以降を「第二共和国」と語ることができる。占領理論の立場からは、今なお、「第一共和国」が問題とされるべきである⁽¹⁴⁶⁾。

以上の併合理論、占領理論に関して、ヘルプリンクも適切に指摘するように、「独立で民主的なオーストリアの再建に関する1955年5月15日の国家条約」(後述第7章1.)において、「併合は…無効とみなされる」(前文)、「オーストリアは…再建される」(前文、1条)、「オーストリアは…自由になった」(前文)などの表現は、むしろ占領理論を支持するものである。これに対して、「オーストリアの併合…ドイツの欠くことのできない一部として戦争に関与…」(前文)という言葉から、併合理論を推論することができるが、「…ドイツのオーストリア占領の間…」(25条4項a)、「…戦時中オーストリアにおいて通用していた法律によれば…」(25条8項a)という文言は、占領理論を明白に示唆する⁽¹⁴⁷⁾。

(「第7章 1955年の国家条約と中立性宣言」以下は、次号に続く)

注

- (82) Oskar Lehner, S.353.
- (83) Ludwig K.Adamovich, S.37.
- (84) Oskar Lehner, S.353.
- (85) Oskar Lehner, S.353.
- (86) 1934年連邦憲法における政府立法については、注(38) [(1)の37頁、(2)の64-65頁] 参照。
- (87) Ernest C.Hellbling, S.467.
- (88) Ludwig K.Adamovich, SS.37-38.
- (89) Wilhelm Brauneder, S.261.
- (90) Oskar Lehner, S.354.
- (91) Oskar Lehner, S.354 ; Ludwig K.Adamovich, S.39 ; Ernest C.Hellbling, S.469.
- (92) Oskar Lehner, S.354.
- (93) Oskar Lehner, S.354.
- (94) Ernest C.Hellbling, S.469 ; Ludwig K.Adamovich, S.39.
- (95) Oskar Lehner, S.354 ; Wilhelm Brauneder, S.261 ; Ludwig K.Adamovich, SS.40-41.

国際研究論叢

- (96) Oskar Lehner, S.354 ; Wilhelm Brauner, SS.261-262.
- (97) Oskar Lehner, S.355.
- (98) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.74 ; Robert Walter, Heinz Mayer, S.31.
- (99) Oskar Lehner, S.355.
- (100) Oskar Lehner, S.355.
- (101) Oskar Lehner, S.355.
- (102) Ernest C.Hellbling, S.471 ; Oskar Lehner, S.354 ; Wilhelm Brauner, S.262.
- (103) 遅滞訴訟につき、注 (38) [(2) の68-69頁] 参照。
- (104) Ernest C.Hellbling, S.471.
- (105) Oskar Lehner, S.355.
- (106) 注 (38) [(1) の37頁、44頁、(2) の75-76頁] 参照。
- (107) Oskar Lehner, S.355 ; Wilhelm Brauner, S.263.
- (108) Wilhelm Brauner, S.263 ; Robert Walter, Heinz Mayer, S.35.
- (109) Wilhelm Brauner, S.263.
- (110) Robert Walter, Heinz Mayer, S.35.
- (111) Ernest C.Hellbling, S.471.
- (112) Wilhelm Brauner, S.263 ; Robert Walter, Heinz Mayer, S.35 ; Ernest C.Hellbling, S.471.
- (113) Wilhelm Brauner, S.263.
- (114) Oskar Lehner, S.358 ; Robert Walter, Heinz Mayer, S.35 ; Ernest C.Hellbling, S.471.
- (115) Wilhelm Brauner, S.263 ; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.214.
- (116) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.214.
- (117) Ernest C.Hellbling, S.471.
- (118) Ernest C.Hellbling, S.471.
- (119) Robert Walter, Heinz Mayer, S.35.
- (120) Robert Walter, Heinz Mayer, S.35.
- (121) Ernest C.Hellbling, S.477.
- (122) Ernest C.Hellbling, S.477.
- (123) Ernest C.Hellbling, S.477.
- (124) Wilhelm Brauner, SS.263-264 ; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.74-75.
- (125) Oskar Lehner, SS.355-356.
- (126) Oskar Lehner, S.356.
- (127) Wilhelm Brauner, S.259.
- (128) Oskar Lehner, S.356.
- (129) Oskar Lehner, S.356.
- (130) Ernest C.Hellbling, SS.467-468.
- (131) Robert Walter, Heinz Mayer, S.31 ; Ernest C.Hellbling, S.469.
- (132) Ernest C.Hellbling, S.468.
- (133) Oskar Lehner, S.356 ; Ludwig K.Adamovich, S.40.
- (134) Oskar Lehner, S.356.
- (135) 拙稿「オーストリア1920年連邦憲法とハンス・ケルゼン (3)」『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第26巻第3号、24-25頁、2013年を参照。
- (136) Oskar Lehner, S.357.
- (137) Oskar Lehner, S.357.
- (138) Ernest C.Hellbling, SS.468-469.
- (139) Ludwig K.Adamovich, S.39.
- (140) Oskar Lehner, S.357.
- (141) Oskar Lehner, SS.357-358.
- (142) Oskar Lehner, S.358.

- (143) Wilhelm Brauner, S.262.
- (144) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.74-75.
- (145) Wilhelm Brauner, S.262.
- (146) Wilhelm Brauner, S.262.
- (147) Ernest C.Hellbling, S.474.

参考・引用文献

- ・ Ernest C.Hellbling, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag,1956.
- ・ Ludwig K.Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag,1947.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (Zweite Auflage)* , Springer-Verlag,1984.
- ・ Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Universitätsverlag Rudolf Trauner,1992.
- ・ Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung,1988.
- ・ Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte (Siebente Auflage)* , Manz-Verlag,1998.
- ・ 高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』、有信堂、2009年。
- ・ 高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集〔第6版〕』、信山社、2010年。
- ・ 南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社、1999年。
- ・ 木村靖二編『ドイツ史』、山川出版社、2001年。
- ・ アントン・ヴァルト、エドゥアルト・シュタウディングー、アロイス・シヨイヒャー、ヨーゼフ・シャイプ著 中尾光延訳『オーストリアの歴史』、明石書店、2014年。
- ・ エーリッヒ・ツェルナー著 リンツビヒラ裕美訳『オーストリア史』、彩流社、2000年。
- ・ カール・レンナー著 太田仁樹訳『諸民族の自決権』、御茶の水書房、2007年。
- ・ フォルクマール・ラウバー編 須藤博忠訳『現代オーストリアの政治』、信山社、1997年。
- ・ 矢田俊隆『オーストリア現代史の教訓』、刀水書房、1995年。
- ・ 近藤孝弘『自国史の行方—オーストリアの歴史政策—』、名古屋大学出版会、2001年。
- ・ 細井保『オーストリア政治危機の構造』、法政大学出版局、2001年。
- ・ 奥脇直也・小寺彰編『国際条約集』、有斐閣、2014年。 など

